

令和3年2月5日

各本部委員
各単位団代表者 様

草津市スポーツ少年団
本部長 村上 嘉寛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症再拡大に伴うスポーツ少年団の活動について(その2)

今回の新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う活動自粛につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、現在、新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大に伴い、近畿2府1県を含む全国各地に緊急事態宣言が再発令され、その期間が3月7日まで延長されたところであります。また、県内の感染者数も増加傾向にありますことから、滋賀県では県独自の「医療機関非常事態」を宣言されているところでもあります。

こういった状況の中、草津市教育委員会におかれましては、県教育委員会からの通知を受け、中学校部活動の練習試合や他校との合同練習等について、当面3月7日まで一定の活動制限が延長されました。

草津市スポーツ少年団と致しましても、今回の草津市教育委員会の対応を受け、**練習試合や合同練習等につきまして、当面3月7日までの間、下記「留意事項」を延長させていただきます。**

つきましては、**下記内容を十分ご了知いただき、各競技団体や滋賀県教育委員会が作成している感染症対策ガイドライン等に従って、指導者の適切な判断のもと、活動いただきますようお願いいたします。**

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後とも国・県・市の要請や対応も日々更新されますことから、引き続き、関係機関からの情報提供の内容を十分ご了知いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の使用許可にあたり、感染症対策

